



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

所管課(室)名

○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

福 祉 保 健 課

規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第20号の2

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「<u>感染症法</u>」という。）第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）<u>及び第8項の規定による医師の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(27) <u>感染症法第13条第1項及び第2項</u>（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による<u>獣医師等</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(28) <u>感染症法第14条第2項及び第8項の規定による指定届出機関等</u>の患者等の届出の受理に関すること。</p> <p>(29) <u>感染症法第14条の2第2項の規定による指定提出機関の患者等の検体の受理に関すること。</u></p> <p>(30) <u>感染症法第15条第1項及び第3項の規定による患者等への質問及び調査に関すること。</u></p> <p>(30)の2 <u>感染症法第16条の3第1項及び第3項、第44条の11第1項及び第3項</u>の規定による検体採取の勧告及び措置に関すること。</p> <p>(30)の3 <u>感染症法第16条の3第5項及び第6項</u>（同法第23条、<u>第44条の11第9項、第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による<u>勧告又は措置に係る書面による通知又は交付</u>に関すること。</p> <p>(31) <u>感染症法第17条第1項及び第2項並びに第45条第1項</u></p>	<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「<u>感染症予防法</u>」という。）第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(27) <u>感染症予防法第13条第1項</u>（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による<u>獣医師</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(28) <u>感染症予防法第14条第2項の規定による指定届出機関の患者等の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(29) <u>感染症予防法第15条第1項及び第3項の規定による患者等への質問及び調査に関すること。</u></p> <p>(29)の2 <u>感染症予防法第16条の3第1項及び第3項</u>の規定による検体採取の勧告及び措置に関すること。</p> <p>(29)の3 <u>感染症予防法第16条の3第5項及び第6項</u>（同法第23条、<u>第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による<u>検体採取の勧告又は措置に係る通知及び書面の交付</u>に関すること。</p> <p>(30) <u>感染症予防法第17条第1項及び第2項並びに第45条第</u></p>

- 及び第2項の規定による健康診断の勧告及び措置に関すること。
- (32) 感染症法第18条第1項の規定による就業制限の通知に関すること。
- (33) 感染症法第18条第4項の規定による患者等の確認に関すること。
- (33)の2 感染症法第18条第5項及び第6項、第19条第7項、第20条第5項並びに第37条の2第3項の規定に基づく協議会への意見聴取又は報告に関すること。
- (34) 感染症法第19条第1項、第2項、第3項及び第5項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。
- (35) 感染症法第20条第1項、第2項及び第3項（同法第26条において準用する場合を含む。）並びに第46条第1項、第2項及び第3項の規定による入院の勧告及び措置に関すること。
- (36) 感染症法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）及び第46条第4項の規定による入院期間の延長の措置に関すること。
- (36)の2 感染症法第20条第6項及び第8項（同法第26条において準用する場合を含む。）、法第46条第5項及び第7項の規定による意見を述べる機会の付与及び事実の通知並びに聴取書の受理に関すること。
- (37) 感染症法第21条（同法第26条において準用する場合を含む。）及び第47条の規定による患者等の移送に関すること。
- (38) 感染症法第22条（同法第26条において準用する場合を含む。）及び第48条の規定による退院に関すること。
- (38)の2 感染症法第24条の2第2項及び第3項（同法第49条の2において準用する場合を含む。）の苦情の聴取及び処理の結果の通知に関すること。
- (39) 感染症法第27条第1項及び第2項の規定による消毒の命令及び指示に関すること。
- (40) 感染症法第28条第1項及び第2項の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定並びにねずみ族、昆虫等の駆除の命令及び指示に関すること。
- (41) 感染症法第29条第1項及び第2項の規定による物件の移動の制限等の措置及び指示に関すること。
- (42) 感染症法第30条第1項の規定による死体の移動の制限又は禁止及び同条第2項ただし書の規定による死体の埋葬の許可に関すること。
- (43) 感染症法第31条第1項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止の命令及び同条第2項の規定による市町村への指示に関すること。
- (44) 感染症法第32条第1項の規定による建物への立入りの制限又は禁止及び同条第2項の規定による建物の封鎖等の措置に関すること。
- (45) 感染症法第35条第1項の規定による立入質問及び調査
- 1項及び第2項の規定による健康診断の勧告及び措置に関すること。
- (31) 感染症予防法第17条第3項及び第4項（同法第23条、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断の勧告又は措置に係る通知及び書面の交付に関すること。
- (32) 感染症予防法第18条第1項の規定による就業制限の通知に関すること。
- (33) 感染症予防法第18条第4項の規定による患者等の確認に関すること。
- (33)の2 感染症予防法第18条第5項及び第6項、第19条第7条、第20条第5項並びに第37条の2第3項の規定に基づく協議会への意見聴取又は報告に関すること。
- (34) 感染症予防法第19条第1項、第2項、第3項及び第5条（同法第26条において準用する場合を含む。）並びに第46条第1項、第2項及び第3項の規定による入院の勧告及び措置に関すること。
- (35) 感染症予防法第20条第1項、第2項及び第3項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。
- (36) 感染症予防法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）及び第46条第4項の規定による入院期間の延長の措置に関すること。
- (37) 感染症予防法第21条（同法第26条において準用する場合を含む。）及び第47条の規定による患者等の移送に関すること。
- (38) 感染症予防法第22条第1項、第2項及び第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）並びに第48条第1項及び第4項の規定による退院の措置、通知の受理及び確認に関すること。
- (39) 感染症予防法第27条第1項及び第2項の規定による消毒の命令及び指示に関すること。
- (40) 感染症予防法第28条第1項及び第2項の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定並びにねずみ族、昆虫等の駆除の命令及び指示に関すること。
- (41) 感染症予防法第29条第1項及び第2項の規定による物件の移動の制限等の措置に関すること。
- (42) 感染症予防法第30条第1項の規定による死体の移動の制限又は禁止及び同条第2項ただし書の規定による死体の埋葬の許可に関すること。
- (43) 感染症予防法第31条第1項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止の命令及び同条第2項の規定による市町村への指示に関すること。
- (44) 感染症予防法第32条第1項の規定による建物への立入りの制限又は禁止及び同条第2項の規定による建物の封鎖等の措置に関すること。
- (45) 感染症予防法第35条第1項の規定による立入質問及び

<p>に関すること。</p> <p>(46) <u>感染症法第36条第1項及び第2項の規定による名あて人又は保護者への通知及び書面の交付に関すること。</u></p> <p>(47) <u>感染症法第36条第4項の規定による措置の実施の掲示に関すること。</u></p> <p>(48) <u>感染症法第37条の規定による入院患者に対する医療費公費負担に関する事務の実施に関すること。</u></p> <p>(49) <u>感染症法第37条の2の結核患者に対する医療費公費負担に関する事務の実施に関すること。</u></p> <p>(49)の2 <u>感染症法第44条の3第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p>(49)の3 <u>感染症法第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(49)の4 <u>感染症法第44条の3の6及び第50条の7の規定による退院又は死亡に関する届出の受理に関すること。</u></p> <p>(49)の5 <u>感染症法第44条の9第1項により準用する指定感染症の担当事務に関すること。</u></p> <p>(49)の6 <u>感染症法第50条第1項から第6項により準用する新感染症に係る措置等に関すること。</u></p> <p>(50) <u>感染症法第50条の2第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p>(51)～(66) 略</p> <p>(67) <u>旅館業法第3条の2、第3条の3及び第3条の4の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。</u></p> <p>(68)～(51)の51 略 (大麻草の栽培の規制に関する法律関係)</p> <p>(51)の52 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の53 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項、第7条第3項から第5項、第12条、第12条の2第1項、第12条の4第1項及び第3項並びに第12条の5第2項の規定による申請、届出及び返納の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の54 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律第9条の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の55～(176) 略</p>	<p>調査に関すること。</p> <p>(46) <u>感染症予防法第36条第1項及び第2項(同法第50条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による名あて人又は保護者への通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(47) <u>感染症予防法第36条第3項(同法第50条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定による措置の実施の掲示に関すること。</p> <p>(48) <u>感染症予防法第37条の規定による入院患者に対する医療費公費負担に関する事務の実施に関すること。</u></p> <p>(49) <u>感染症予防法第37条の2の結核患者に対する医療費公費負担に関する事務の実施に関すること。</u></p> <p>(49)の2 <u>感染症予防法第44条の3第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p>(49)の3 <u>感染症予防法第50条の2第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p>(50) <u>感染症予防法第50条第1項の規定による新感染症に係る消毒等の措置の実施に関すること。</u></p> <p>(51)～(66) 略</p> <p>(67) <u>旅館業法第3条の2及び第3条の3の規定による営業者の合併及び死亡に係る地位の承継の承認に関すること。</u></p> <p>(68)～(51)の51 略 (大麻取締法関係)</p> <p>(51)の52 <u>大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の53 <u>大麻取締法第10条第1項、第2項及び第5項から第7項までの規定による申請、届出及び返納の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の54 <u>大麻取締法第15条及び第17条の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p>(51)の55～(176) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第151号の52から第151号の54までの改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
印刷人